

5 消安第 5446 号  
令和 6 年 1 月 17 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、農林水産大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記事項については、同項ただし書に規定する同法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 第 1 項（5）飼料一般の表示の基準について、次の改正を行うこと。

1. （注）1 について、飼料添加物の名称の表示に用いることができる名称を定めた表を通知で定めるよう、改正を行うこと。
2. （注）2 の 2）に定める、飼料中に含まれるプロピオン酸、プロピオン酸ナトリウム、プロピオン酸カルシウム、ギ酸及びフマル酸の含有量の表示について、当該成分が飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限り、当該含有量の表示を行うよう、改正を行うこと。





## 飼料中に含まれる飼料添加物の表示の見直しに関する食品健康影響評価の意見聴取について

### 1. 概 要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づいて定められた飼料及び飼料添加物の規格基準は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められており、そのうち、飼料の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準については、省令別表第 1 において定められている。

今般、省令別表第 1 第 1 項（5）飼料一般の表示の基準の（注）1 及び（注）2 の 2）において定められた飼料の表示の基準に関し、以下の改正を行うことについて、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに当たるか食品安全委員会に問うものである。

なお、改正案にあっては、法第 3 条第 2 項に基づき農業資材審議会の意見を聴き、改正することは適当と認めるとの答申を得ている。

1. （注）1 において、指定名称以外に表示に用いることができる名称を定めた表を省令から削除し、別途通知で定めるよう改正すること。  
（リスク管理上の考察）飼料添加物について、指定名称以外で表示に用いることができる名称（一般名）が別表第 1 の注 1 の表として規格基準を規定する省令に規定されている。しかしながら、一般名は畜産農家（使用者）等の利便性のために指定名称以外に用いるものである。このため、今回当該規定を省令から削除して通知に定めることは、食品健康影響評価の実施が必要な規格基準の改正には当たらないのではないかと考える。
2. （注）2 の 2）において、飼料中に含まれるプロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム、ギ酸及びフマル酸（以下「プロピオン酸等」という。）については、含有量の表示を最終製品の飼料にまで記載することとしているが、当該成分が飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合限り、原料又は材料となる飼料に当該含有量の表示を行うよう、改正を行うこと。  
（リスク管理上の考察）（注）2 の 2）において、プロピオン酸等については、飼料中に含まれる当該成分の含有量を最終製品となる飼料にまで表示することが規格基準の一部として規定されている。一方、プロピオン酸等は、配合飼料メーカー等

によるリスク管理措置がなされた飼料を家畜に使用する際に、畜産農家は表示された含有量に基づくリスク管理措置に関して責任を有していない。このため、規格基準の一部として規定されているプロピオン酸等の含有量の表示について、今般の改正により、最終製品となる飼料への表示を不要とした場合でも、飼料に関するリスク管理措置に変更はなく、人の健康に影響を及ぼすことはないとする。

## 2. 今後の方針

食品安全委員会からの回答を受けた後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正に係る手続を進める。